



Seattle Japanese School

919 124th Avenue NE, Suite 207, Bellevue, WA 98005
Phone (425)643-1661 Fax (425)649-0509
e-mail: office@seajschool.org
Web: www.seajschool.org

平成28年4月30日

保護者様

シアトル日本語補習学校
校長 中野 龍文
幼稚園長 成田 智子
高等学部長 成田 智子

一時帰国時の体験入学の扱い（みなし出席）等について

新緑の青葉が繁る季節となりましたが、皆様方には益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。
また、日頃より本校教育活動にご理解ご協力を頂き、深く感謝申し上げます。
さて7月からの夏休みを控え、一時帰国時の体験入学について本校の方針についてご確認ください。

体験入学時のみなし出席について

6月に日本の学校に体験入学した日数は、補習校に出席していたとみなします。（みなし出席）

みなし出席の原則

- ① みなし出席は同月内に限って考える。 ② 一時帰国期間に限る。

【例】	月	6 月	7 月
日		4 11 12 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27	1 2 3 4 5 6 7
曜日		土 土 日 木 金 土 日 月 火 水 木 金 土 日 月	火 水 木 金 土 日 月
一時帰国期間		—————→	
補習校		欠 欠 欠 欠	
体験入学（日本）		出 出 出 出	

この場合は、6月に補習校を4日欠席し、日本の学校に合計6日間出席(体験入学)しています。補習校を休んだ日数よりも、日本で体験入学した日数が多いこととなります。しかし、補習校を欠席した日すべてがみなし出席とはなりません。

- まず6月と7月を分けてカウントします（①の原則：みなし出席は同月内に限って考える）。
- 6月は日本の学校に2日間出席しており、一時帰国期間中、補習校を休んだのは4日ですが、その4日間の中でみなし出席は2日となります（②の原則：一時帰国期間に限る）。
※6/21、22は補習校の授業はありませんが、同月内ですのでみなし出席にカウントします。
- 7月は日本の学校に4日間出席していますが、補習校は7月内に授業がありません。この場合、みなし出席扱いは0日です。
- 結果として、この場合は6月の計2日間がみなし出席となります。

提出する書類

- 一時帰国届け（体験入学・入学試験・忌引き）【学校要覧P42】
保護者→担任→事務所
- 体験入学証明書 【学校要覧P51】
保護者→体験入学する学校長→保護者→担任→事務所
* 7月1日以降体験入学する場合、保護者は体験入学証明書を提出する必要はありません。
- 在学・在籍証明書発行願【学校要覧P43】（体験入学するのに必要な方のみ提出）
保護者→担任→事務所

宿題の受け渡し

一時帰国時に関しても他の宿題と同様に、「前渡し」や学校（担任、教科担任、事務所）からの電子メールや郵送での受け渡しは行っておりません。

平成28年度

- シアトル市在住の園児・児童・生徒は6月23・24日に通学している学校で授業がある場合は、公欠とする。（出席扱い）
- 6月26日は上記条件を満たさない場合は、みなし出席および公欠としない。